

## <農地バンク 契約までの流れ>

土地を貸したいのぶながくん  
貸し手 (土地所有者)



- ① 貸したい農地を登録します  
・事務局職員が現地確認等を行った後、登録します。

農地バンク  
(農業委員会事務局)



- ② 登録農地の情報を公開します  
・農業委員会(市役所2階11番産業振興課)窓口にて、  
農地の所在地や面積、田畑の別、賃借料の目安などの情報をご覧いただけます。

土地を借りたいよしもとくん  
借り手 (耕作者)



- ③ 借りたい人を登録します  
・借りたい人が農地を探します。  
・新規に農業を始められる個人・法人の方など利用に際して要件があります。

農地バンク  
(農業委員会事務局)



- ④ 借りたい希望があった農地の所有者に、  
農業委員会よりご連絡します



土地を貸したいのぶながくん  
貸し手 (土地所有者)



土地を借りたいよしもとくん  
借り手 (耕作者)



- ⑤ 年数・金額など賃借条件がまとまりましたら、  
「利用権設定申出書」の提出  
・書類作成は農業委員会事務局も支援いたします。

農地バンク  
(農業委員会事務局)



- ⑥ 農業委員会総会にて審議  
・直近の農業委員会総会に諮り、翌月の1日を契約始期となります。  
(例・7月15日に提出→8月の農業委員会総会にて審議→9月1日より契約成立)